

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

## 秩父市農業委員会 平成29年 第9回 定例総会 議事録

1 会 期 平成29年9月22日（金）午後2時00分から  
同 日 午後2時51分まで

2 議 場 秩父歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員（11人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 沢 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（2人）

委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

- 議案第44号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)  
議案第45号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)  
議案第46号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)  
議案第47号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)  
日程第8 秩父市農政総合推進協議会委員の選出  
日程第9 閉 議 ・ 閉 会

## 6 出席した農地利用最適化推進委員(14人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	笠原 広久	小林 弘
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	大島 正一	新井 一郎
第5区域	高岸 義雄	番場 誠二
第5区域	齋藤 武志	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初男

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長	上林 敏一	主査	帆刈 敏晃
参与	町田 達彌	主事補	岩田 直樹
主幹	新井 幸男	主幹	新地 広幸
主幹	加藤 和彦		

## 8 会議の概要

### 日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(糸東男 会長) ただいまから、秩父市農業委員会平成29年第9回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長(糸東男 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総 会 成 立 の 報 告

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

**議長（糸 東男 会長）** 本日は、1番 新井 初男 委員 及び 4番 高野 忠財 委員 から欠席の通告がありました。 よって、委員定数13名中11名が出席しており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

#### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸 東男 会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 5番 富田 和雄 委員 及び 6番 石橋 総一郎 委員のお二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査及び岩田主事補を指名いたします。

#### 日程第5 諸 報 告

**議長（糸 東男 会長）** 次に、諸報告を行います。 総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。 以上で、諸報告を終わります。

#### 日程第6 審 議 議 案 の 報 告

**議長（糸 東男 会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** それでは、平成29年第9回総会において審議していただきます議案について申し上げます。 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について が13件、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について が1件、以上でございます。 よろしく、お願いいたします。

**議長（糸 東男 会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配布しておりますので、ご了承願います。

#### 日程第7 議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

**議案第44号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)**

**議長(糸 東男 会長)** これより、議案の審議の入りです。議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**帆刈 敏晃 主査** 議案第44号の案件について説明をいたします。買受人は〇〇さん、売渡人は〇〇さんです。申請地は山田字上矢追、畑1筆、260平方メートルで、平成29年に遺贈により取得した土地です。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局から北西に約390メートル先にあり、買受人が所有する畑の隣接地になります。買受理由は、農業経営規模拡大です。買受人は、現在、山田に畑を所有しているほか、田村にも畑を所有しており、野菜を栽培したり、また柿や栗などの果樹畑として管理しております。現在の耕作面積は、合計1,033平方メートルあり、高篠区域における別段面積10アールを上回っております。また、売渡人は、本年、本申請地を遺贈で取得したものの、高齢かつ農業経験もないことから、売買についての話がまとまったとのことです。本申請地は、買受人所有の畑と地続きであり、また、高低差もなく、畑として一体利用するには適しており、取得した後は、柿を植え、果樹畑として管理していきたいとのことです。

**議長(糸 東男 会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委委員の意見を伺います。

**7番(新田 恭一 委員)** 議案第44号の案件について意見を申し上げます。現況を確認してまいりましたが、きちんと耕作がなされておりました。許可をすることに問題はないと考えます。

**第3区域 小久保 健司 農地利用最適化推進委員** 7番委員と同様の意見です。

**議長(糸 東男 会長)** ありがとうございます。以上で、担当委員及び担当農地利用最適化推進委委員の意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

**議長(糸 東男 会長)** 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

**議長(糸 東男 会長)** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑及び意見を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第44号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

(挙手する人あり)

**議長(条 東男 会長)** 全員が賛成であります。 よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

**議案第45号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)**

**議長(条 東男 会長)** 次に、議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 番号1の案件について説明をいたします。 申請人は 〇〇さんです。 申請地は 上宮地町、畑1筆、32平方メートルで、平成10年に相続により取得した土地です。 案内図の2ページをご覧ください。 申請地は、秩父警察署のすぐ北側にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。 転用する目的は貸店舗用地の拡張です。 申請事由ですが、申請人は昭和59年ごろより、申請地と周辺の宅地、山林を合わせた合計477.31平方メートルを中古車販売会社に貸し出しており、現在も申請地は店舗用地として使用されています。 このたび所有する土地について確認をしたところ、申請地が農地であったことが判明しましたが、引き続き、貸店舗用地として使用していきたいとして、始末書を添付したうえで申請をしたものです。 なお、申請地に隣接する耕作農地はありませんでした。 現地を確認したところ、中古車が駐車されているなど、申請のとおり、貸店舗用地の一部として使用されておりました。

**帆刈 敏晃 主査** 番号2の案件について説明をいたします。 申請者は 〇〇さんです。 申請地は 山田字塔ノ入、畑1筆、184平方メートルで、昭和45年に相続により取得した土地です。 案内図の3ページをご覧ください。 申請地は、秩父高篠郵便局から北東に約830メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。 申請事由ですが、申請者は、申請地に隣接する宅地に建てられている住宅に居住しておりますが、本申請地も、すでに昭和53年当時から、宅地の一部として使用されておりました。 このたび、農地転用について許可を取得していないことがわかりましたが、今後も同様に使用していきたいとのことから、始末書を添付したうえで、追認による申請をしたものです。 なお、申請地に隣接する農地はありませんでした。

**議長(条 東男 会長)** 事務局の説明が終わりました。 続きまして、担当委員の

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

意見を伺います。

**9番（加藤 勝市 委員）** 概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

**7番（新田 恭一 委員）** 概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

**議長（糸 東男 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員の意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑及び意見を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第45号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第46号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（13件）**

**議長（糸 東男 会長）** 次に、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 番号1から番号6までの案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、譲受人は〇〇株式会社、譲渡人は〇〇さんです。申請地は日野田町一丁目、畑3筆、計444平方メートルで、平成20年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、秩父税務署から南に約100メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用する目的は分譲住宅用地です。申請事由ですが、譲渡人は、現在高齢となり、農作業に従事することが難しい状況です。そこで、このたび、小中学校にも近く、住宅用地には適した場所であるとの理由から、譲受人が当申請地を買い受け、申請地3筆の間に

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

ある宅地813.02平方メートルを併せた計1257.02平方メートルを一体利用し、ここに分譲住宅用地6区画分を計画したいとして申請したものです。なお、資金調達計画も整っており、申請地に隣接する農地はありませんでした。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。

次に、番号2の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は上町二丁目、畑2筆、計159平方メートルで、昭和58年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父市立花の木小学校から東に約160メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用する目的は住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、譲渡人は、現在、特別養護老人ホームに居住しており、申請地を農地として利用することは難しい状態にあります。他方、譲受人は、現在、申請地に隣接する宅地に居住しておりますが、庭が狭く、自家用車を1台しか止めることができないため、来客があった際などに不便をしていました。そこで、このたび、当申請地を買い受け、住宅用地を拡張し、駐車場所を確保したいとして申請したものです。なお、このたびの申請地2筆と既存の宅地2筆とを合わせた敷地面積は468.47平方メートルとなります。資金調達計画も整っており、また、申請地に隣接する農地には譲渡人以外の者が所有する土地はありませんでした。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。

次に、番号3の案件について説明をいたします。譲受人は株式会社〇〇、譲渡人は〇〇さんです。申請地は近戸町、畑1筆、584平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、佐久良橋から南東に約250メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用する目的は分譲住宅用地です。申請事由ですが、譲渡人は、秩父市外に居住しており、また、高齢となってきたことから農地を利用することも難しくなってきました。そこで、この度、小中学校にも近く、周辺の宅地化も進んでいるこの土地を譲受人が買い受け、ここを分譲住宅地2区画分として利用したいとして申請したものです。資金調達計画も整っており、隣接する農地を耕作する者からの転用することに対する承諾も得ております。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。

次に、番号4の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

は 〇〇さんです。なお、借受人は貸渡人の子の夫にあたります。申請地は近戸町、畑1筆、264平方メートルで、平成27年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、秩父第一病院から南西に約90メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用する目的は自己用住宅です。申請事由ですが、借受人は、現在、借家にて生活しておりますが、家族が増えて手狭となったため、新たに自己用住宅の建築を考えていました。譲渡人と相談した結果、このたび、譲渡人宅にも近い当申請地上に自己用の住宅を建築したいとして、使用貸借権を設定するとして申請したものです。なお、資金調達計画も整っており、隣接する農地を耕作する者から転用することに対する承諾を得ております。現地を確認したところ、保全管理状態となっております。

次に、番号5の案件について説明をいたします。借受人は 〇〇さん、貸渡人は 〇〇さん外3名です。なお、貸渡人は借受人本人と借受人の子3人の共有者です。申請地は上宮地町、畑1筆、322平方メートルで、平成10年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、秩父警察署のすぐ北側にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用する目的は住宅用地の拡張です。申請事由ですが、借受人は、現在、申請地に隣接する宅地に居住しておりますが、昭和59年頃より、宅地等2筆を合わせた計621.99平方メートルを住宅敷地として一体で利用しており、申請地を住宅への進入路や庭などとして使用してまいりました。このたび、所有する土地について確認したところ、農地であることが判明しましたが、農地に復旧することも難しく、また、借受人宅に通ずる進入路を申請地にしか確保することができないなどの理由から、引き続き住宅用地として使用したいとして、始末書を添付し、使用貸借権を設定するとして、申請したものです。なお、申請地に隣接する耕作農地はありませんでした。現地を確認したところ、申請のとおり、庭や進入路となっており、物置が1棟建てられているなど、住宅敷地として使用されておりました。

次に、番号6の案件について説明をします。借受人は 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さん 及び 〇〇さんです。申請地は中宮地町、畑1筆、148平方メートルで、昭和52年、平成26年にそれぞれ相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、国道299号相生町交差点から北東に約180メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域



として第3種農地と判断しました。転用する目的は住宅用地です。申請事由ですが、平成17年から、申請地上には借受人所有の木造住宅が建てられており、申請地と隣接する宅地2筆を合わせた合計481.25平方メートルが住宅敷地として使用されています。このたび土地について確認したところ、申請地が農地であったことが判明しましたが、農地に復旧することも難しく、今後も引き続き、住宅敷地として利用したいとして、始末書を添付のうえ、賃貸借権を設定することとして申請したものです。なお、申請地に隣接する農地はありませんでした。現地を確認したところ、申請のとおり、住宅が建てられておりました。

**町田 達彌 参与** 番号7の案件について説明をいたします。譲受人は株式会社〇〇です。同社は、平成8年に成立した法人で、不動産の売買並びに土木及び建築の請負、設計、施工、管理及び販売を主な目的としており、宅地建物取引業者の免許を取得しております。譲渡人は〇〇さんです。申請地は下影森字桐ノ木、畑2筆、計1,893平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、埼玉県秩父県土整備事務所から北北西に450メートル先、主要地方道小鹿野影森停車場線沿いにあります。立地の基準につきましては、用途区域内の市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。次に、転用の目的ですが建売住宅の建設です。譲受人は、申請地は、学校が近く住宅環境も良いので、住宅販売に適しているとして、申請地を買い受け、住宅を建設し、販売することを計画しました。事業計画では、申請地に、建築面積64.6平方メートルの住宅を6棟建てることになっております。なお、資金調達計画も整っておりますし、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該住宅を建設することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、背丈程度の草が繁茂し、灌木が出てきているような状況でした。

**帆刈 敏晃 主査** 番号8及び番号9の案件について説明をいたします。

まず、番号8についてですが、買受人は〇〇さん、売渡人は〇〇さんです。申請地は大野原字宮崎東裏、畑1筆、59平方メートルで、平成7年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道大野原駅から東北東に約270メートル先、立地の基準につきましては、鉄道駅から300メートルの区域内に存在する農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、買受人は、本申請地に隣接する宅地を所有しておりますが、その宅地には買受人の父親名義の住宅が建てられており、両親が住ん

であります。このたび、本申請地を買い受け、住宅敷地の拡張をしたいとして転用申請をしたものです。申請地の現況は、保全管理状態となっております。また、申請地に隣接する農地はありませんでした。

次に、番号9の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は黒谷字天水、畑1筆、1、150平方メートルで、昭和39年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道黒谷駅から南東に約700メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、貸渡人は、以前は養蚕を行っていたとのことですが、高齢になり、また、自身も病気になってしまったことから、今後、農地として管理していくことが困難になってしまいました。そこで、貸渡人の子の妻が使用貸借にて本申請地を借り受け、ここに太陽光発電施設を設置したいとして、このたび、転用申請したものです。計画では太陽光パネル288枚と、その他必要な機器等を設置する予定です。申請地は南側に流れている河川に向かってゆるやかに下る傾斜地で、現況は、大部分が保全管理状態となっておりますが、一部は梅などの果樹畑として管理されておりました。さらには、太陽光発電施設を設置することについて、経済産業省からの設備認定通知の受理と、東京電力株式会社への電力受給契約申し込みの受け付けもされております。申請地に隣接する農地を所有する者から農地転用することに対する承諾も得ておりますので、周辺の営農への配慮はされているものと思われま

**新井 幸男 主幹** 番号10の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は吉田久長字寺畑、畑1筆、260平方メートルで、平成17年に相続により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線龍勢会館前交差点から北東に約260メートル先にあります。申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

ですが住宅用地です。譲受人は、市内に妻とともに、借家に住んでおりますが、生活する上で何かと手狭になったため、実家の隣地に住宅を建てることを考え、譲渡人に相談したところ、申請地を譲り受けることになりました。なお、申請地に隣接する農地を所有する者は、譲渡人ですので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま

**新地 広幸 主幹** 番号11から番号13までの案件について説明をいたします。

これらの案件につきましては、土地が隣接しており、譲受人や申請事由も同じ内容でございますので、一括して説明をいたします。まず、番号11につきましては、譲渡人は〇〇さんです。申請地は大滝字神庭、畑5筆と同じく字神庭下和田、畑1筆、計4,166平方メートルで、いずれも平成18年に相続により取得した土地です。次に、番号12につきましては、譲渡人は〇〇さんです。申請地は大滝字神庭、畑1筆、474平方メートルで、平成29年に相続により取得した土地です。最後に、番号13につきましては、譲渡人は〇〇さんです。申請地は大滝字神庭、畑1筆、561平方メートルで、平成17年に相続により取得した土地です。譲受人は、3件とも〇〇株式会社で、平成4年に設立された法人で、建設業やキャンプ場経営等を行っております。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父市が管理する神庭交流広場の入口付近にあり、案内図の下の写真で、右下にありますのが神庭交流広場となっております。こちらへの進入路となっている市道をはさんで両側に存在します。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、このたびの申請地は、昭和52年頃から、賃貸により他の業者がキャンプ場として一体的に利用していましたが、平成19年に、キャンプ場が閉鎖されたあとは、長年利用されていない状況となっていたため、譲渡人が、現在、大滝地内の別の場所でキャンプ場を営んでいる譲受人に相談したところ、このたび売買と一部土地の交換について合意に至ったものです。案内図をご覧ください。左側の中段にあります槌打キャンプ場が譲受人が営んでいるキャンプ場となります。このたび、申請地について調査したところ、地目が農地であることが判明し、今後、譲受人は申請地をオートキャンプ場として、一体的に利用するため地目を是正したいとして、譲渡人それぞれの始末書を添付の上、申請したものです。なお、キャンプ場全体の敷地面積は、申請地も含め、18,870平方メートルになります。転用することについては、隣接の農地所有者の承諾書も添付されており、

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないと思われます。申請地を確認しましたところ、雑草が伸び、相当に遊休化が進んだ状態となっており、一部には以前にキャンプ場として使用されていた木造の建物や、建物の基礎が残されておりました。

**議長（糸 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**1 1 番（豊田 辰夫 委員）** 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。周辺は宅地となっております。いずれの案件も第3種農地ですので、許可を相当とすることでよろしいものと考えます。

**8 番（豊田 恵男 委員）** 番号3及び番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

**9 番（加藤 勝市 委員）** 番号5及び番号6の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

**3 番（高橋 信之 会長職務代理者）** 番号7及び番号8の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

**5 番（富田 和雄 委員）** 番号9の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

**1 3 番（彦久保 利平 委員）** 番号10の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。許可を相当とすることでよろしい案件であると考えます。

**2 番（横田 友 会長職務代理者）** 番号11から番号13までの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。追認による案件ではありますが、農地に戻すことは不可能です。むしろ、誘客になりますので、そのように土地を使うことの方がよろしいのかと思います。いずれの案件も許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

**議長（条 東男 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員の意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（条 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑及び意見を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第46号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（条 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

#### **議案第47号上程 農用地利用集積計画の決定について**

**議長（条 東男 会長）** 次に、議案第47号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成29年9月11日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。それでは、計画の内容を申し上げます。本件は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社 が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地についてですが、太田字横捲、畑1筆、2、729平方メートルです。案内図の14ページをご覧ください。この畑は、秩父市大田公民館から北東に約250メートル先にあります。次に、利用権を設定する期間は、平成30年1月1日から10年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望す

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

る者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することになります。

**議長（条 東男 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委委員の意見を伺います。

**5番（富田 和雄 委員）** 議案第47号の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。農地中間管理機構に貸し出すことについて。問題はないものと考えます。

**第4区域 新井 一郎 農地利用最適化推進委員** 5番委員と同じ意見です。

**議長（条 東男 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員及び担当農地利用最適化推進委委員の意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条 東男 会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条 東男 会長）** 質疑等はなしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第47号には、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（条 東男 会長）** 全員が賛成であります。よって本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

## 日程第8 秩父市農政総合推進協議会委員の選出

**議長（条 東男 会長）** 次に、秩父市農政総合推進協議会委員の選出を行います。

このたび、同協議会委員に指名されておりました、第5区域 番場 誠二 農地利用最適化推進委員から、その指名を辞退したい旨の申し出がありました。

ここで、お諮りいたします。このたびの申し出について、これを承認することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（12番 条 東男 会長）** 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。お諮りいたします。改めて秩父市農政総合推進協議会委員を選出する必要がありますが、この選出につきましては、会長において指名することにしたと思いますが、これに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（12番 条 東男 会長）** 異議なしと認めます。よって、会長において指

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

名することに決しました。 それでは、当委員会が選出する 秩父市農政総合推進協議会委員に、第5区域 高岸 義雄 農地利用最適化推進委員を指名いたします。

#### 日程第9 閉 議 ・ 閉 会

議長（桑 東男 会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会平成29年第9回定例総会を閉会いたします。